

## I. 海外研究員の種別と資格

### 1. 海外研究員の種別と海外研究員費

※1：神戸学院大学海外研究員運用要領（以下「運用要領」という）参照

### 2. 海外研究員の条件

種別	期間	人数	海外研究員費支給限度額
長期海外研究員	6か月を超え1年以内	各学部等1名	250万円
短期海外研究員	2か月を超え6か月以内	各学部等1名	120万円
特別海外研究員	2か月以内		50万円あるいは各学部または全学教育推進機構（以下「学部等」という）が個々に配当する予算額のどちらか少ない額※1

- (1) 長期・短期海外研究員は、派遣される年度の4月1日において、本学に2年以上職員として在職する者
- (2) 長期海外研究員は、派遣される年度の4月1日において、原則として55歳以下の者であって、表1の雇用契約期間の定めのない教育職員であること。
- (3) 短期海外研究員は、表1の雇用契約期間の定めのない教育職員であること。
- (4) 特別海外研究員は、表1に定める職員であること。
- (5) 長期・短期海外研究員は帰学後、少なくとも2年間本学に専任職員として在籍すること。
- (6) 不在時の授業については、所属学部等において対応し、非常勤講師に頼らないようにすること。

表1

職員		
教育職員		教務職員
雇用契約期間の定めなし	雇用契約期間の定めあり	雇用契約期間の定めなし
「雇用契約期間の定めあり」以外の教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）	特別契約制助教	実験助手
	任期付教員レクチャラー（教授、准教授、講師）	
	任期付教員リサーチャー（助手）	
	特任講師	